



栃木市



東京電力パワーグリッド

2023年7月13日

栃木市

東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定の締結について

栃木市（市長：大川 秀子）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社（支社長：金子 賢一、以下、「東電 P G」）は、「ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定（以下、「本協定」）」を本日、締結しました。

自治体と一般送配電事業者がゼロカーボンシティに関する協定を締結するのは、栃木県では4事例目になります。

本協定は、栃木市のゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）の実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、連携を強化することにより、相互の強みを最大限活かし、地域課題の解決に協働して取り組み、脱炭素なまちづくりを推進するものです。

栃木市は、本年2月に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、3月に策定した「第2次栃木市環境基本計画」に示した、「豊かな自然と歴史 みんなでつなぐ環境都市とちぎ」という環境像実現に向けて取り組みを推進しております。

東京電力グループは、2050年におけるCO2排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロカーボンシティの実現に向け、ゼロエミッション電源の開発と送配電ネットワークを活用した再生可能エネルギーの需要のさらなる電化促進と地産地消などの実現を目指しており、具体的には、以下の提案を進めてまいります。

- （1）再生可能エネルギーの地産地消や面的利用ができるネットワークの検討
- （2）電気自動車（EV）の活用など脱炭素化に向けた電化等のエネルギー転換の推進
- （3）高効率の空調・給湯機器・熱源の導入ならびに建物設備の ZEB・ZEH 化などによる省エネの推進
- （4）再エネ設備・蓄電池導入ならびに EV 活用によるレジリエンス強化への取り組み
- （5）自然環境の保全など、循環型まちづくりに関する連携

栃木市および東電 P Gは、本協定の締結を契機に、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

<別紙1> ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定書

<別紙2> 栃木市と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像

<別紙3> ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定締結式

以上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

栃木市 カーボンニュートラル推進課 TEL：0282-21-2591（直通）
東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社渉外担当 TEL：0285-35-3211（直通）

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す地方自治体）の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力する。

- （1）再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること
- （2）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること
- （3）省エネの推進に向けた取り組みに関すること
- （4）災害時のレジリエンス強化に関すること
- （5）美しい自然を保全する脱炭素・循環型のまちづくりに関すること
- （6）その他、ゼロカーボンシティの実現に関すること

- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、互いに合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施において知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙が協議のうえ、書面による相手方の合意があれば第三者への開示は可能とする。

- 2 甲及び乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。
- 3 本協定が終了後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。
- 4 本条に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に定める書面による相手方の承諾を得て第三者へ秘密情報を開示する場合、当該被開示者に対して、本条と同様の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について、一切の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、書面により特段の申し出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年7月13日

甲 栃木県栃木市万町9番25号
栃木市
市長

大川秀子

乙 栃木県小山市駅東通り二丁目23番25号
東京電力パワーグリッド株式会社
栃木南支社長

金子賢一

栃木市と東京電力パワーグリッド株式会社の連携協定全体像

【本協定の目指すところ】
2050年までにゼロカーボンシティの実現に向けた環境保全・エネルギーの最適化に向けた連携・協働と共創推進による脱炭素社会・循環型社会の実現

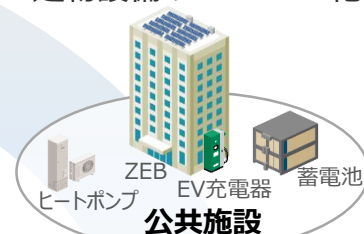
再生可能エネルギーの地産地消・面的利用

- ・再生可能エネルギーの導入
- ・地域内再エネ設備の域内活用



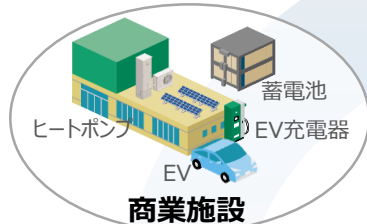
省エネルギーの推進

- ・建物設備のZEB・ZEH化



電化・エネルギー転換

- ・EVの導入推進
- ・高効率空調・給湯設備等の導入



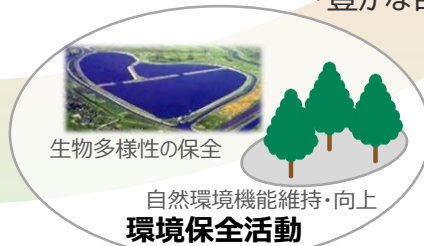
レジリエンス強化への取組み

- ・再エネ設備 + 蓄電池の導入
- ・災害時のEV活用



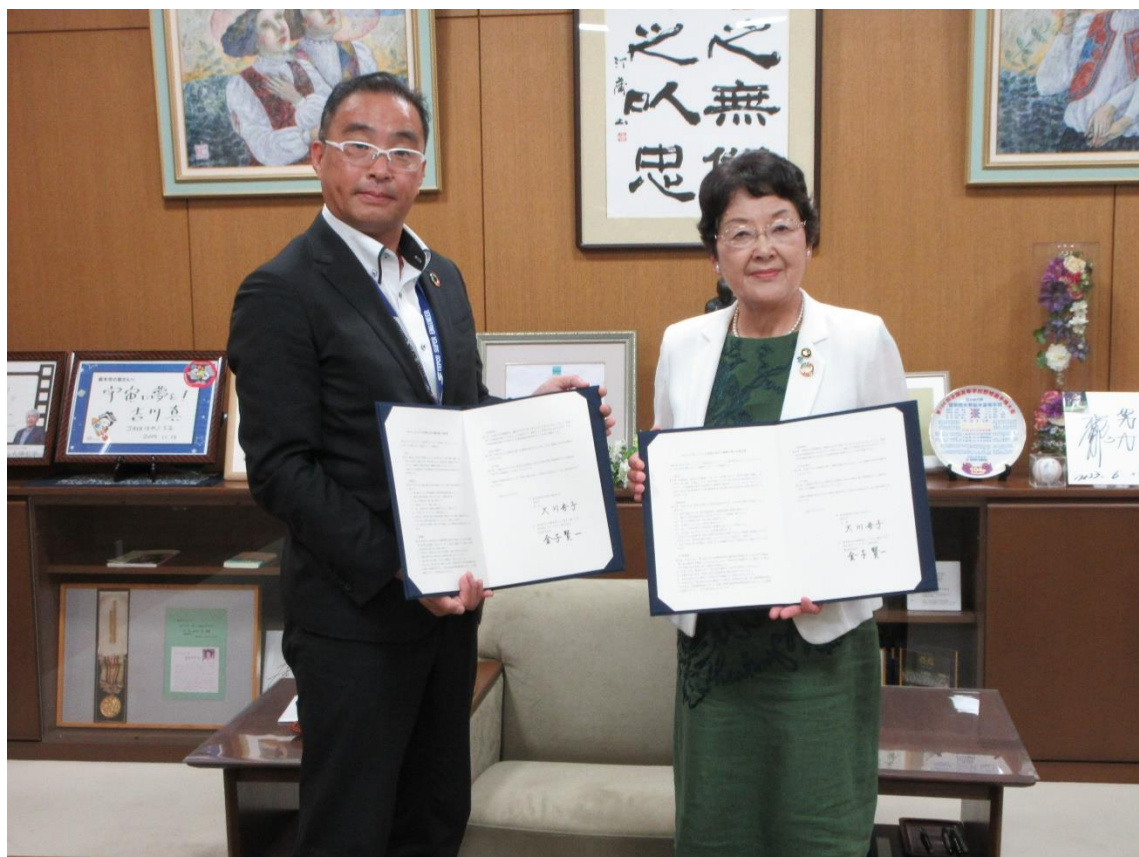
環境保全

- ・湿地等の生物多様性の保全
- ・豊かな自然環境の持つ多様な機能維持



<別紙3>

ゼロカーボンシティの実現に向けた連携に関する協定締結式



【左から、金子栃木南支社長（東電P G）、大川市長（栃木市）】